

改正独禁法

経産省、審判廃止を主張

自民独禁調に公取委が提示

改正独禁法案考え方のポイント

- ・課徴金引き上げはしない
- ・刑事罰と併科維持し調整はしない
- ・除斥期間3年から5年に
- ・主導的企業への加算含め加減算見直し
- ・排除型私的独占への課徴金導入
- ・不公正な取引方法のうち優越的地位乱用と不当表示に課徴金導入
- ・グループ会社の減免適用は1社に限定
- ・合併・分割・事業譲渡時の行政措置名あて人規定の整備

公正取引委員会は、自策・保護に力点を置いた民党の独禁法調査会（堀内光雄会長）が16日に開いた会合で、来年の通常国会への提出を予定している独占禁止法改正案の基本的考え方を提示した。出席議員からは「中小企業が本当に救われるのか」と協賛が必要「など中小企業対

これまで経済界から、事前審判制度を廃止し、現行の不服審査型審判制度に移行したことに対して、審判制度そのものの廃止が再度事前審判制度への変更、審判が裁判所への申し立て選別の考え方を提示していた。今回、経産省が中小企業対策に加え、審判制度廃止を主張したことで、議論の焦点になる可能性もある。

公取委が示した改正案は、不公正な取引方法の優越的地位乱用と不当表示に対して課徴金の導入を盛り込んだ。ただ、これまで自民独禁調で議論の焦点となっていた不当廉売への課徴金の導入は、排除型私的独占だけに適用し、不公正な取引方法での不当廉売への課徴金の導入は見送る考えを示した。建設業界では、不公正な取引方法として不当廉売の警告を受けた例がある。

議員からは、不公正な取引方法の不当廉売にも課徴金を導入すべきとの意見が出た。